### これまでの経過と今後のスケジュール等について

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」の審議では、これまで、国が類型あてはめを行う 47 水域のうち、北上川等 4 水域については平成 18 年 4 月に第 1 次答申を、利根川、東京湾等 13 水域については平成 20 年 6 月に第 2 次答申をいただいた。今般、木曽川、琵琶湖等 11 水域について平成 21 年 7 月に第 3 次答申をいただいたところ。

今後は引き続き、以下の事項について検討を進める。

- 1.検討事項について
- (1) 各水域の水域類型の指定

残りの淡水域 10 水域及び海域 9 水域について、順次検討する。 今般の検討対象水域は以下を予定。

淡水域:10 河川(阿武隈川、那珂川、阿賀野川、信濃川、紀の川、江の川、 小瀬川、山国川、筑後川水系(筑後川、宝満川) その他それぞれの 河川に関係する人工湖を含む)

(2)水域類型の指定について

実水域類型の指定を検討しながら、必要に応じ水域類型の指定の考え方等について継続して検討する。

- 2. 今後のスケジュールについて
- (1) 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会 第18回
  - ・検討対象水域の状況について
- (2) 水生生物保全環境基準類型指定専門委員会 第19回以降
  - ・産卵場、生育場の状況について
  - ・水域類型の指定について
  - ・第4次報告(案)の取りまとめ
  - ・第4次報告以降も、残る海域について引き続き検討

## 国が類型あてはめを行う水域

### 淡水域(37水域)

725/31	蚁(37 小坞)	1		
	政令別表による記号及び水域名	指定年月	答申	検討対象水域
1	北上川水系の北上川	H18.6.30(環告93)	第1次	
	阿武隈川水系の阿武隈川			
八	那珂川水系の那珂川			
市	利根川水系の利根川	H21.3.31(環告14)	第2次	
朩	利根川水系の常陸利根川	H21.3.31(環告14)	第2次	
^	利根川水系の北浦	H21.3.31(環告14)	第2次	
۲	利根川水系の霞ヶ浦	H21.3.31(環告14)	第2次	
チ	利根川水系の鬼怒川	H21.3.31(環告14)	第2次	
リ・ヌ	利根川水系の旧江戸川及び江戸川	H21.3.31(環告14)	第2次	
ル	利根川水系の中川	H21.3.31(環告14)	第2次	
ヲ	利根川水系の綾瀬川	H21.3.31(環告14)	第2次	
ワ	利根川水系の渡良瀬川	H21.3.31(環告14)	第2次	
カ	利根川水系の神流川	H21.3.31(環告14)	第2次	
3	荒川水系の荒川	H21.3.31(環告14)	第2次	
タ	多摩川水系の多摩川	H18.6.30(環告93)	第1次	
レ	相模川水系の相模川	H21.11.30(環告80)	第3次	
ソ	阿賀野川水系の阿賀野川			
ツ	信濃川水系の信濃川			
ネナ	富士川水系の富士川	H21.11.30(環告80)	第3次	
ナ	天竜川水系の天竜川	H21.11.30(環告80)	第3次	
ラ	木曽川水系の木曽川	H21.11.30(環告80)	第3次	
L	木曽川水系の揖斐川	H21.11.30(環告80)	第3次	
<u>ウ</u> ヰ	木曽川水系の長良川	H21.11.30(環告80)	第3次	
ヰ	淀川水系の淀川	H21.11.30(環告80)	第3次	
J	淀川水系の神崎川	H21.11.30(環告80)	第3次	
オ ク	淀川水系の猪名川	H21.11.30(環告80)	第3次	
ク	淀川水系の木津川	H21.11.30(環告80)	第3次	
ヤ	淀川水系の琵琶湖	H21.11.30(環告80)	第3次	
マ	大和川水系の大和川	H18.6.30(環告93)	第1次	
ケ	紀の川水系の紀ノ川			
フコ	江の川水系の江の川			_
コ	小瀬川水系の小瀬川			
エ	吉野川水系の吉野川	H18.6.30(環告93)	第1次	
<del>-</del>	山国川水系の山国川			
ア	筑後川水系の筑後川			
サ	筑後川水系の宝満川			

# 海域(10水域) <u>海</u>域

	政令別表による記号	指定年月	答申	検討対象水域
イ	(東京湾)	H21.3.31(環告15)	第2次	
	(伊勢湾)			
八	(大阪湾)			
_	(播磨灘北西部)			
ホ	(備讃瀬戸)			
^	(燧灘東部)			
+	(燧灘北西部)			
チ	(広島湾西部)			
IJ	(響灘及び周防灘)			
ヌ	(有明海)			